

南箕輪村にUIターンして上伊那地域で働く方の

奨学金の返済を 村が支援します！！

5年間で
最大75万円の補助



対象となる
奨学金

- ① 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
(第1種・第2種)
- ② 都道府県、市町村が設ける貸与型奨学金
- ③ その他村長が認める奨学金(修学目的のものに限る)

対象となる方

- ① 上伊那区域外から村に引っ越し、住民票が村にある方(満40歳未満)
- ② 大学等の在学期間中に対象となる奨学金を借りた方
- ③ 居住の実態を移してから1年以内
(大学等在学中から村に在住している場合は大学等卒業後1年以内)の方
 - 1) 上伊那区域内で、正規雇用(※)で就労している方
(※週30時間以上勤務・社会保険及び雇用保険の被保険者)
 - 2) 起業している方(就農も含む)
 - 3) 実家の家業を継いでいる方

※ただし、次のいずれかに該当する方は対象外となります。

- ① 国及び地方公共団体に勤務する職員
- ② 既に上伊那区域内の企業に就職していて、転勤や出向等で一時的に村内に居住する方

◆補助金の申し込みやお問い合わせ先はコチラ
南箕輪村役場 地域づくり推進課 地域振興係

TEL : 0265-98-6640

FAX : 0265-73-9799

Mail : shinko-c@vill.minamiminowa.lg.jp



👉 制度について
詳しくはこちら



R6.10 現在

申請から補助金交付までの流れ

2年目以降も
申請が必要
だよ！

【1】 交付申請書類の提出

※①～⑤は全員、⑥～⑧は該当するいずれかを提出

- ① 南箕輪村奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）
 - ② 居住の実態を上伊那区域外に移していた証明書（住民票、公共料金の料金票など）
 - ③ 奨学金の貸与を証明できるもの（奨学金貸与証明書など）
 - ④ 年度内に返還する奨学金の金額がわかるもの（奨学金返還証明書など）
 - ⑤ 卒業を証明する書類（卒業証明書、学位記など）
- ⑥ 就労証明書（様式第1号の2）※勤務先で証明
 - ⑦ 事業を開始した日がわかるもの（起業の場合）
 - ⑧ 青色事業専従者であることがわかるもの（家業の場合）



【2】 提出書類の審査後、交付決定通知が村から送付されます。

※交付決定後の変更・中止がある場合は別途申請が必要になります。

【3】 実績報告書、請求書の提出

その年度の返還分を納付後2週間以内に、次の①～④の書類を提出

- ① 南箕輪村奨学金返還支援補助金実績報告書（様式第5号）
- ② 奨学金の返還の事実を証明するもの（奨学金返還額証明書）
- ③ 在職証明書又は、就業の事実を証明するもの（保険証など）
- ④ 南箕輪村奨学金返還支援補助金交付請求書（様式第7号）



【4】 補助金の交付 請求書に記載の、指定口座へ振り込みます。

※年度中に返還した額の1/2（1,000円未満切捨て）上限15万円

※返還に係る利子相当額及び返還が遅れた場合の延滞利息分相当額は対象費用に含まれません。

【5】 継続する場合は2～5年目まで交付申請書を提出します。 （4月中に申請してください）

【注意】

以下のいずれかに該当となった場合は、補助金の全額または一部を返還していただきます。

- ・ 交付申請した日から3年を経過する前に村外に転出したとき
- ・ 就労してから3年を経過する前に退職、廃業したとき
- ・ 虚偽の申請その他不正な行為によって補助金の交付を受けたと認めるとき
- ・ その他、村長が返還させることが適当と認めたとき